

Z-74-D 【第一問】 解 答

問 1

(法的な理由)
1. 留保金課税
(1) 内国法人である特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の金額に区分してそれぞれの割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。(20)
① 年 3,000 万円以下 … 10%
② 年 3,000 万円超、年 1 億円以下 … 15%
③ 年 1 億円超 … 20% (①～③の特別税率 ①)
(2) 留保金額とは、所得等の金額のうち留保した金額から、その事業年度の法人税の額及び地方法人税の額並びに住民税の額の合計額を控除した金額をいう。(10)
(3) 所得等の金額とは、次の金額の合計額をいう。(10)
① その事業年度の所得の金額
② 受取配当等の益金不算入額 等
(4) 留保控除額とは次の金額のうち最も多い金額をいう。(10)
① その事業年度の所得等の金額×40%
② 年 2,000 万円
③ 期末資本金の額×25%－期末利益積立金額（その事業年度の所得等の金額に係る部分を除く。）
(5) 特定同族会社に該当するか否かの判定は、その事業年度終了時の現況による。(10)
2. 特定同族会社
(1) 特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額が 1 億円以下であるものは、期末において大法人による完全支配関係がある普通法人等に限る。）をいう。(20)
(2) 被支配会社とは、会社の株主等（その会社が自己株式等を有する場合のその会社を除く。）の 1 人並びにこれと特殊関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等（その会社が有する自己株式等を除く。）の 50%超を有する場合等におけるその会社をいう。(20)

問 1 (続き)

(留保金課税に係る課税上の取扱い)
1. 特定同族会社に該当するかの判定
(1) まず、当期末にA社は株主等として5%の株式を自己株式として保有している。そこで被支配会社に該当するかどうかにつき、A社の発行済株式等からA社が有する自己株式の5%を除いて判定すると第1順位の株主グループであるBグループ(B、E及F)の株式保有割合は約52.63%($50\% \div (100\% - 5\%) = 52.63\cdots\%$)となり、Bグループは50%超の要件を満たすため、A社は被支配会社に該当する。(20)
(2) 次に、被支配会社でない法人を除いて判定してもA社は被支配会社に該当し、かつA社の当期末の資本金の額は2億円であるため、A社は特定同族会社に該当する。(10)
2. 留保金課税の計算
(1) 当期留保金額
① 所得等の金額のうち留保した金額 (20)
$100,000,000 \text{ 円} + 7,000,000 \text{ 円} - 7,500,000 \text{ 円} - (10,000,000 \text{ 円} + 2,000,000 \text{ 円} + 2,000,000 \text{ 円})$
$= 85,500,000 \text{ 円}$
② 法人税の額及び地方法人税並びに住民税の額の合計額 (10)
$23,200,000 \text{ 円} + 2,389,600 \text{ 円} + 2,412,800 \text{ 円} = 25,852,400 \text{ 円}$
③ ①から②を控除した金額
$① - ② = 57,497,600 \text{ 円}$
(2) 留保控除額 (20)
① $(100,000,000 \text{ 円} + 7,000,000 \text{ 円}) \times 40\% = 42,800,000 \text{ 円}$
② $20,000,000 \text{ 円} \times 12/12 = 20,000,000 \text{ 円}$
③ $200,000,000 \text{ 円} \times 25\% - (45,000,000 \text{ 円} - 5,000,000 \text{ 円}) = 10,000,000 \text{ 円}$
上記①～③のうち最も多い金額は42,800,000円となる。
(3) 課税留保金額 (1) - (2) = 14,697,000円(千円未満切捨)
(4) 特別税額 $14,697,000 \text{ 円} \times 10\% = 1,469,700 \text{ 円}$ (税率及び特別税額10)
したがって、A社は通常の法人税の額に上記特別税額である1,469,700円を加算した金額を当期の各事業年度の所得に対する法人税額とする。

※ 下線部分が「課税上の取扱い」における結論の部分である。

問 2 (1)

(法的な理由) (20)
内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷によりその資産の価額がその帳簿価額を下回る
こととなったことの事実が生じた場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価
額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前のその資産の帳簿価額とその
評価換えをした日の属する事業年度終了の時におけるその資産の価額との差額に達するまでの金額は、
評価損の原則的取扱いにかかわらず、その事業年度の損金の額に算入する。
(課税上の取扱い) (10)
台風という災害による著しい損傷によりその商品Wの価額がその帳簿価額を下回ることとなった。
したがって、V社はその商品Wの評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額し、その帳簿価
額と当期末における価額との差額に達するまでの金額を当期の <u>損金の額に算入する。</u>

問 2 (2)

(法的な理由)
1. 損金の額のうち費用の額 (20)
内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定
めがあるものを除き、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年
度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額とする。
(課税上の取扱い) (10)
V社は破損した機械装置Xの破損部分の機材の取替えに要する費用を当期において支出した。なお、
当該取替えに要する費用はその事業年度の販売費、一般管理費その他の費用に該当し、かつ、その費用に
つき当期末までに債務が確定している限り、当期の <u>損金の額に算入する。</u>

※ 下線部分が「課税上の取扱い」における結論の部分である。

問 2 (3)

(法的な理由)
1. 保険差益金に対する特別勘定
(1) 損金算入 (30)
保険金等の支払を受ける内国法人(清算中のものを除く。)が次の要件を満たす場合において、繰入限度額以下の金額を確定した決算において特別勘定を設ける方法(決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
① 所有固定資産の滅失又は損壊により保険金等の支払いを受けること。
② 取得指定期間内にその保険金等をもって代替資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除く。)等をする見込みであること。
(2) 繰入限度額 (10)
保険差益金の額に圧縮基礎割合を乗じて計算した金額とする。なお、圧縮基礎割合は、①の金額のうちに②の金額の占める割合をいう。
① 保険金等の額から滅失経費の額を控除した金額
② ①の金額のうちその代替資産等の取得等に充てようとする金額
(3) 手続規定 (10)
2. の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。
(課税上の取扱い)
まず、当期中に支払を受けた保険金の額 800 万円をその事業年度の収益の額として当期の <u>益金の額に算入する。</u> 次に、車両 Y の滅失の直前の帳簿価額 600 万円はその事業年度の損失の額として、また、滅失経費 50 万円はその事業年度の費用の額として、それぞれ当期の <u>損金の額に算入する。</u> (20)
また、V 社は当該保険金を用いて、滅失した車両 Y の代わりに車両 Z を翌期において新たに取得しようとしており、その取得等に充てようとする金額は 1,000 万円である。したがって、保険差益金 150 万円(=800 万円-50 万円-600 万円)に圧縮基礎割合(750 万円/(800 万円-50 万円))を乗じて計算した金額である 150 万円を確定した決算において(1)の所定の経理方法によりにより経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の <u>損金の額に算入する。</u> (20)

※ 下線部分が「課税上の取扱い」における結論の部分である。

問 3 (1)

1. 甲社が所轄税務署長に対して行うべき手続 (②×)
納税申告書を提出した法人は、その申告書に係る納付すべき税額が過大である場合などの一定の場合には、その申告書に係る国税の法定申告期限から 5 年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。
2. 所轄税務署長の更正の特例 (②×)
確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が、課税標準とされるべき所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうちに仮装経理に基づくものがあるときは、税務署長は、内国法人がその事実に係る修正経理をし、かつ、修正経理した事業年度の確定申告書を提出するまでは更正をしないことができる。

問 3 (2)

(法的な理由)
1. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例
(1) 更正事業年度 (②×)
① 還付の不適用
仮装経理に基づく過大申告がある場合において、税務署長がその事業年度の法人税につき更正をしたときは、その仮装経理法人税額は、次の②、及び (2) の適用がある場合を除き、還付しない。
② ①の更正の日の属する事業年度開始の日前 1 年以内に開始する各事業年度の法人税額でその更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、その内国法人に対し、仮装経理法人税額のうちその法人税額に達するまでの金額を還付する。
(2) 更正事業年度後の取扱い (②×)
更正の日の属する事業年度開始の日から 5 年を経過する日の属する事業年度の確定申告期限(更正の日から 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間にその法人につき破産手続開始の決定による解散をしたこと等の事実が生じたときは、その決定日の属する事業年度の確定申告期限)が到来した場合等には、税務署長は、その仮装経理法人税額(既に還付すべきこととなった金額及び 2. の規定により控除された金額を除く。)を還付する。

問3 (2) (続き)

2. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 (②×)
内国法人の各事業年度開始の日前に開始した事業年度の法人税につき税務署長が更正をした場合において、その更正につき1.(1)①の適用があったときは、仮装経理法人税額(既に還付されるべきこととなった金額及びこの規定により控除された金額を除く。)は、その各事業年度の法人税の額から控除する。 (あてはめ及び結論)
① 下記②の事実がない場合
減額される法人税額は次のとおりである。
イ 令和6年度 (①×)
更正の日(令和7年7月1日)の属する事業年度開始の日前1年以内に開始する各事業年度に該当するため、その法人税額100万円が還付される。
ロ 令和7年度から令和11年度 (①×)
上記1.(1)①の還付の不適用があるため還付はなされず、2.の適用により各期の法人税額100万円がその各期においてそれぞれ控除される(控除合計額は500万円)。
ハ 令和12年度 (①×)
令和6年度において既に還付された100万円と令和7年度から令和11年度までの各期において控除された法人税額の合計額500万円を除いた400万円が還付される。
② 令和10年3月31日に破産手続開始の決定による解散があった場合
イ 令和6年度 … 上記①と同様である。
ロ 令和7年度から令和9年度 (①×)
上記1.(1)①の還付の不適用があるため還付はなされず、2.の適用により各期の法人税額100万円がその各期においてそれぞれ控除される(控除合計額は300万円)。
ハ 令和10年度 (①×)
令和6年度において既に還付された100万円と令和7年度から令和9年度までの各期において控除された法人税額の合計額300万円を除いた600万円が還付される。

Z-74-D 【第二問】 解 答

(1)

【資料1】

(資本金等の額の減少額)	(計算過程)
28,390,000 ①○	$85,000,000 \times \frac{38,000,000}{114,000,000} (0.334) = 28,390,000$
(利益積立金額の額少額)	(計算過程)
9,610,000 ①○	$38,000,000 - 28,390,000 = 9,610,000$

【資料2】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
納税充当金支出事業税等 767,600 (減算) ①◎	1. 納税充当金支出事業税等 $2,525,500 - (1,404,300 + 353,600) = 767,600$
損金経理法人税等 702,100 (加算) ①◎	
損金経理住民税 176,700 (加算) ①◎	
損金経理附帯税等 9,500 (加算) ①◎	
損金経理納税充当金 3,496,800 (加算) ①◎	
損金経理罰金等 15,000 (加算) ①◎	

【資料3】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
役員給与の損金不算入額 300,000 (加算) ①◎	○期末資本金の額及び資本準備金の額の合計額 $(50,000,000 - 20,000,000) + 10,000,000 = 40,000,000$
未払寄附金加算 500,000 (加算) ①◎	(1) 支出 ① 指 定 5,000 ② 特 定 120,000 ①△ ③ その他 $18,000 + 200,000 = 218,000$ ①△ ④ 完 全 3,600,000 ⑤ ①+②+③=3,943,000
受取地代計上もれ 3,600,000 (加算)	(2) 限度(計算過程①◎) ① 一般 イ 資本 $40,000,000 \times 12/12 \times 2.5/1,000 = 100,000$ ロ 所得 $(20,000,000 + 3,943,000) \times 2.5/100 = 598,575$ ハ (イ+ロ) $\times 1/4 = 174,643$
寄附金認容 3,600,000 (減算)	② 特別 イ 資本 $40,000,000 \times 12/12 \times 3.75/1,000 = 150,000$ ロ 所得 $(20,000,000 + 3,943,000) \times 6.25/100 = 1,496,437$ ハ (イ+ロ) $\times 1/2 = 823,218$
寄附金の損金不算入額 3,643,357 (加算)	(3) 不算入(計算過程①◎) ① 3,600,000 ② $3,943,000 - ① - 5,000 - \text{(注)} 120,000 = 218,000$ $\text{(注)} 120,000 < 823,218 \therefore 120,000$ ③ $② - 174,643 = 43,357$ ④ ①+③=3,643,357

【資料４】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
貸倒引当金繰入超過額 760,000 (加算) ①◎	○資本金５億円以上であるＡ社の完全子会社であるため、貸倒引当金の適用なし。
Ｃ社貸倒損失加算 623,999 (加算) ①○	Ｄ社：8,500,000－5,000,000＝3,500,000
Ｄ社貸倒損失加算 3,500,000 (加算) ①◎	Ｆ社：12,000,000－5,200,000＝6,800,000
Ｆ社株式減算 6,800,000 (減算) ①△	Ｇ社：9,000,000×50％＝4,500,000
Ｇ社貸倒損失減算 4,500,000 (減算) ①◎	

【資料５】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
短期外貨預金加算 42,000 (加算) ①◎	$(151.50 - 150.10) \times 30,000 \text{ドル} = 42,000$

【資料 6】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
(建物 I) 受贈益の益金不算入額 20,000,000 (減算) ①◎ 減価償却超過額 107,295,835 (加算) ①◎	建物 I : (1) 別計算 ① 従前 $3,580,596 - 60,688,063 \times 0.059 = 1$ ② 資本的 イ $120,000,000 - 10,000,000 = 110,000,000$ ロ イ $\times 0.027 \times 5/12 = 1,237,500$ ハ イ $- ロ = 108,762,500$ ③ 超過 ① + ② = 108,762,501 ①◎ (2) 合算 ① $3,580,596 + 110,000,000 = 113,580,596$ ② 限度 イ $60,688,063 \times 0.059 = 3,580,595$ ロ $110,000,000 \times 0.059 \times 5/12 = 2,704,166$ ハ イ + ロ = 6,284,761 ③ 超過 ① - ② = 107,295,835 (3) (1) > (2) ∴ 107,295,835
(機械装置 J) 減価償却超過額 13,196,600 (加算) ①△	機械装置 J : ○ 中小企業者ではないため、特別償却の適用なし (1) 取得価額 $148.20 \times 100,000 \text{ ドル} + 149.80 \text{ ドル} \times 90,000 \text{ ドル} + 3,100,000 + 520,000 = 31,922,000$ ①△ (2) 判定 ① 償却 (1) $\times 0.400 = 12,768,800$ ② 保証 (1) $\times 0.10800 = 3,447,576$ ③ ① $\geq$ ② ∴ 通常 (3) 限度 $12,768,800 \times 8/12 = 8,512,533$ (4) 超過 $(18,089,133 + 3,100,000 + 520,000) - (3) = 13,196,600$

【資料 6】（続き）

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
(器具備品 K) 減価償却超過額 234,167 (加算) ①◎	器具備品 K : ○中小企業者ではないため、少額減価償却資産の特例の適用なし (1) 判定 ① 償却 $281,000 \times 0.250 = 70,250$ ② 保証 $281,000 \times 0.07909 = 22,224$ ③ ① $\geq$ ② ∴ 通常 (2) 限度 $70,250 \times 8/12 = 46,833$ (3) 超過 $281,000 - (2) = 234,167$
(器具備品 L) 一括償却資産損金算入超過額 326,400 (加算) ①◎	器具備品 L : ○中小企業者ではないため、少額減価償却資産の特例の適用なし (1) 判定 $0.500 \times 1/12 = 0.041 < 12/36$ ∴ 一括償却有利 (2) 超過 $489,600 - 489,600 \times 12/36 = 326,400$
(器具備品 M) 一括償却資産損金算入超過額 50,000 (加算) ①△	器具備品 M : (1) 限度 $150,000 \times 12/36 = 50,000$ (2) 超過 $100,000 - 50,000 = 50,000$

【資料 7】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
交際費等の損金不算入額 8,100,000 (加算) ①○	○資本金 5 億円以上である A 社の完全子会社であるため、定額控除限度額の適用なし。 ○一次会 : $57,000/6 \text{ 名} = 9,500 \leq 10,000$ ∴ 交際費等に該当しない 二次会 : $78,000/4 \text{ 名} = 19,500 > 10,000$ ∴ 交際費等 (1) 支 出 $9,123,000 - 27,000 - 57,000 = 9,039,000$ (2) 飲食費 $(78,000 + 1,800,000) \times 50\% = 939,000$ (3) 不算入 (1) $-$ (2) $= 8,100,000$

利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
(資本金等の額)			△9,610,000	①△ △9,610,000
未払寄附金			500,000	①◎ 500,000
(F社株式)			△6,800,000	①△ △6,800,000
貸倒引当金(一括評価金銭債権)			760,000	①◎ 760,000
売掛金(C)社			623,999	①○ 623,999
売掛金(G)社			△4,500,000	①◎ △4,500,000
売掛金()社				
貸付金(D)社			3,500,000	①◎ 3,500,000
貸付金()社				
為替差(益)			42,000	①◎ 42,000
建物(I)			107,295,835	①◎ 107,295,835
機械装置(J)			13,196,600	①△ 13,196,600
器具備品(K)			234,167	①◎ 234,167
(一括償却資産(当期分))			326,400	①◎ 326,400
(一括償却資産(前期分))			50,000	①○ 50,000
()				
()				
納税充当金	2,525,500	2,525,500	3,496,800	①◎ 3,496,800
未納法人税及び地方法人税	△ 1,404,300	①◎ △ 2,106,400	中間 △ 702,100	△ 2,686,100
			確定 △ 2,686,100	
未納住民税	△ 353,600	①◎ △ 530,300	中間 △ 176,700	△ 345,900
			確定 △ 345,900	

資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期首現在 資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資本金	50,000,000	20,000,000		30,000,000
資本準備金	10,000,000			10,000,000
その他資本剰余金	25,000,000	38,000,000	20,000,000	①◎ 7,000,000
(利益積立金額)			9,610,000	①△ 9,610,000
()				
差引合計額	85,000,000	58,000,000	29,610,000	56,610,000

【資料 8】

(当期首の繰越欠損金の額) 45,261,000 ①△	(計算過程) ○平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた欠損金額は 9 年の繰越期間 ∴ 30 期の欠損金額は期限切れ ○38 期から資本金 5 億円以上である A 社の完全子会社であるため、欠損金の当期控除額は欠損金控除前の所得金額の 50% が限度 (1) 30 期 ① $7,206,000 + 22,496,000 + 32,375,000 = 62,077,000$ ② $68,100,000 - ① = 6,023,000 > 10,977,000 \times 50\% = 5,488,500 \quad \therefore 5,488,500$ ③ $68,100,000 - (① + ②) = 534,500$ (期限切れ) (2) 当期首繰越分 $3,650,000 + 12,723,000 + 13,377,000 + 6,911,000 + 8,600,000 = 45,261,000$
(欠損金の当期控除額) 13,241,500 ①◎	(計算過程) (1) 45,261,000 (2) $26,483,000 \times 50\% = 13,241,500$ (3) (1) > (2) ∴ 13,241,500
(欠損金の翌期繰越額) 32,019,500 ①△	(計算過程) (1) 31 期 $3,650,000 < 13,241,500 \quad \therefore$ 翌期繰越はなし (2) 32 期 $12,723,000 < 13,241,500 - 3,650,000 = 9,591,500$ $\therefore$ 翌期繰越は 3,131,500 ($= 12,723,000 - 9,591,500$) (3) $13,377,000 + 6,911,000 + 8,600,000 = 28,888,000$ (4) (2) + (3) = 32,019,500